

ささえ愛かいご

August. 2021

Vol. 25

令和3年

8月号



島原半島3市（島原市、雲仙市及び南島原市）では、島原地域広域市町村圏組合が介護保険行政を運営する保険者となり、共同運営を行っています。

CONTENTS/ 目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 令和3年度 介護保険特別会計歳入歳出予算 | P2 |
| 第8期介護保険事業計画～島原半島地域包括ケア計画～ | P3 |
| 施設サービス等利用時の食費と部屋代の自己負担が軽減される制度があります | P4 |
| 介護保険料の納付書でのお支払いは、コンビニでもできます | P5 |
| オレンジカフェ（認知症カフェ）のご案内 | P6 |
| 令和3年度 家族介護教室開催一覧 | P7 |
| 島原地域広域市町村圏組合職員を募集しています | P8 |

介護保険課のお問い合わせ先

直通番号を開設いたしましたので、ご利用ください。

- TEL (0957) 61-1105 業務係（介護保険料）
- 61-1104 給付係（給付費、住宅改修等）
- 61-9103 認定係（認定申請）
- 61-9102 地域支援係（介護予防等）
- 61-9101 総務企画係（事業計画、周知広報等）
- FAX (0957) 61-9104

令和3年度 介護保険事業特別会計歳入歳出予算

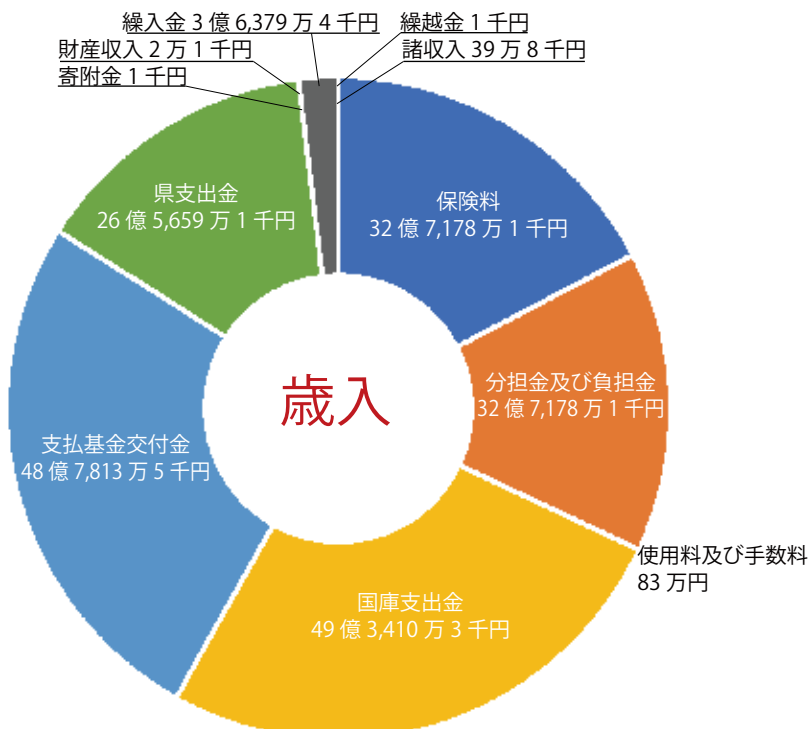
(担当：総務企画係 61-9101)

188億6,951万1千円

令和3年度の介護保険事業特別会計予算が、島原地域広域市町村圏組合議会3月定例会で可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ188億6,951万1千円となり、予算規模は前年度当初予算に比べ、4億7,507万2千円増額（前年比+ 2.58%）となりました。

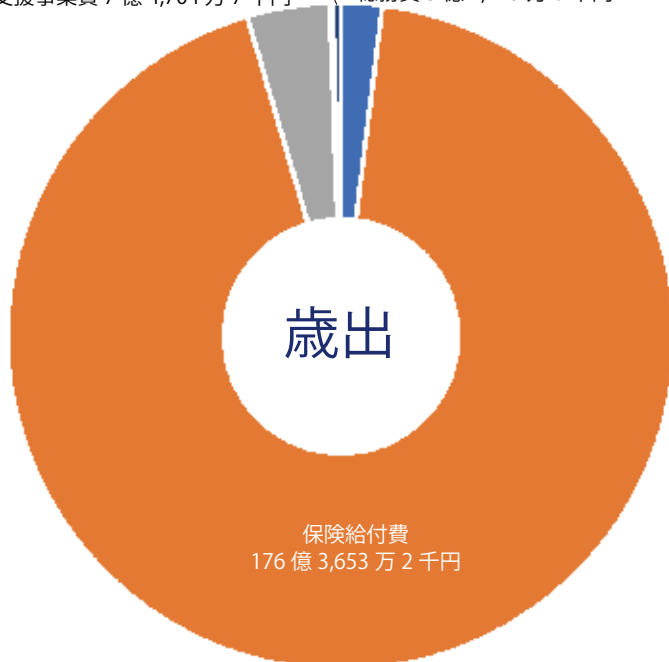
島原半島にお住まいの皆様が、いつまでも安心して暮らせる地域づくりのために使わせていただきます。

歳入の主なものは、介護保険料、各構成市からの負担金、国や県からの補助金、支払基金からの交付金等となっています。



保健福祉事業費 2,622万6千円、基金積立金 2万1千円、公債費 19万3千円、諸支出金 7,233万4千円、予備費 300万円

地域支援事業費 7億4,704万7千円 総務費 3億7,415万8千円



歳出の主なもの

| | |
|---------|------------------|
| 総務費 | 介護保険事業管理運営費 |
| | 介護認定審査会費等 |
| 保険給付費 | 介護サービス等諸費 |
| | 介護予防サービス等諸費 |
| | 高額介護サービス等費 |
| | 高額医療合算介護サービス等費 |
| | 特定入所者介護サービス等費 |
| 地域支援事業費 | 介護予防・生活支援サービス事業費 |
| | 一般介護予防事業費 |
| | 包括的支援事業・任意事業費 |

第8期介護保険事業計画 島原半島地域包括ケア計画

(担当：総務企画係 61-9101)

●期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日

新型コロナウイルス感染症の拡大や、豪雨、台風などの自然災害があり、高齢者の方々の生活を脅かすリスクとなる出来事が多発しているため、その対策として「災害や感染症対策に係る体制整備」を新たに基本目標に加えました。

<本計画における施策体系>

【基本理念】

【基本方針】

【基本目標】

【施策】



【本組合ホームページ】

広報誌サイトでダウンロードできます。

URL <http://www.shimabara-area.net/site/>

※“島原広域圏”で検索>介護保険課>第8期介護保険事業計画作成委員会

「元気で笑顔あふれる ふれあいと支え合いのまちづくり」

○ 高齢者が心豊かに安心して暮らせる地域社会の推進
○ 地域で介護予防に取組み 高齢者が健康に過ごすことができる 市民生活の推進

いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続

ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続

中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続

自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携

高齢者を支える人材の確保・育成

災害や感染症対策に係る体制整備

フレイル予防を通じた健康長寿のまちづくり

介護予防・日常生活支援総合事業のあり方（「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を含む。）

複雑化・多様化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の強化

地域包括支援センターの機能強化

生活支援体制整備事業

成年後見制度の利用促進

認知症施策の推進（認知症初期集中支援、オレンジカフェ（認知症カフェ）、チームオレンジの設置など）

在宅生活継続のための支援（住宅改修・福祉用具購入など）

介護離職防止のための取組

在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護関係者のコミュニケーションの推進

要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

人材の確保・育成

就労的活動支援コーディネーター

介護現場の負担軽減

災害時の避難行動支援体制の推進

感染症に対する備え

■みんなのあんしん介護保険（市民向け）■

介護保険に関する情報を詳しく記載した手引書

介護保険課、各市役所（支所を含む）窓口には設置しています。

ご自由にお持ち帰りください。

本組合ホームページでも閲覧できます（出力不可）

URL <http://www.shimabara-area.net/site/>

※“島原広域圏”で検索>介護保険課>ダウンロード



島原地域広域市町村圏組合
(構成市：島原市・雲仙市・南島原市)

施設サービス等利用時の食費と部屋代の自己負担が軽減される制度があります

～令和3年8月1日から 負担限度額が変わります～

(担当：給付係 61-1104)

○介護保険施設サービス等を利用した時の食費・部屋代は、原則として被保険者の自己負担になりますが、住民税非課税世帯等の低所得者は、自己負担額が軽減される場合があります。

○この軽減を受けようとする場合は、負担限度額認定の申請が必要です。

【申請に必要な書類】

- ・介護保険負担限度額認定申請書、同意書（申請書の裏面）
- ・預金通帳の写し、各種資産等を証明する書類の写し（預金通帳を複数お持ちの場合は、全ての通帳の写し）

※書類に不備がある場合は、審査ができませんのでご注意ください。

○認定後、『介護保険負担限度額認定証』（桃色）が送付されます。

この認定証を利用している施設等へ提示すると食費と部屋代が軽減されます。

○認定証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までの最大1年間です。

現在、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの期間を対象とした認定申請の受付を本組合介護保険課及び構成市（島原市・雲仙市・南島原市）の市役所（支所）の介護保険担当窓口で行っています。

○下表内の対象となる施設等を利用した場合にのみ適用されます。

| 対象となるサービス | | 対象とならないサービス | |
|-----------|----------------|------------------------|-------------|
| ・介護老人福祉施設 | ・地域密着型介護老人福祉施設 | ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） | |
| ・介護老人保健施設 | ・介護療養型医療施設 | ・有料老人ホーム | ・サービス付高齢者住宅 |
| ・介護医療院 | ・短期入所生活（療養）介護 | ・小規模多機能型居宅介護 | 等 |

○食費・部屋代の利用者負担段階と負担限度額

(令和3年8月1日から適用)

| 負担段階 | 対象者 | | 負担限度額（日額） | | | | |
|------------|---|------------------------------|--------------------|----------------|-------------|-----------------|--------------------|
| | 所得状況 | 預貯金等の資産状況 | 従来型 個室 | 多床室 | ユニット型 個室 | ユニット型 個室的多床室 | 食費 |
| 第1段階 | 生活保護受給者の方等・住民税非課税世帯である老齢福祉年金受給者の方 | 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 | 490円 (320円) | 0円 | 820円 | 490円 | 300円 |
| 第2段階 | 住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 | 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下 | 490円 (420円) | 370円 | 820円 | 490円 | 390円 【600円】 |
| 第3段階 -① | 住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 | 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下 | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 650円 【1,000円】 |
| 第3段階 -② | 住民税非課税世帯であって前年の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方 | 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下 | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,310円 | 1,310円 | 1,360円 【1,300円】 |
| 第4段階 | 上記以外の方：非該当 右表内は目安金額を記載 | | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 2,006円 | 1,668円 | 1,445円 |

※表内の“世帯”には世帯が異なる配偶者を含みます。

※第4段階の金額は目安として平均的な額を記載していますが、食費・部屋代は施設ごとに異なります。

※（ ）内は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】内は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

次の①～③のいずれかに該当する場合は、この軽減対象となりません。

- ①被保険者の属する世帯内（住民票上の世帯）で、被保険者本人も含めて世帯員のどなたか一人でも住民税が課税されている「課税世帯」である場合
- ②被保険者の配偶者（世帯が異なる場合も含む）が住民税を課税されている場合
- ③預貯金等の合計が、上記の表の「預貯金等の資産状況」の基準を超える場合

介護保険料の納付書でのお支払いは、コンビニでもできます！！

(担当：業務係 61-1105)



令和3年5月以降にお手元に届く納付書から順次、これまで利用されていた金融機関などに加え、全国の主なコンビニエンスストアでも納付できるようになりました。

よくある！ 介護保険料に関する Q & A コーナー

Q. 介護サービスを利用していなくても、介護保険料を支払わないといけないのですか。

A. 介護保険制度は、介護の負担を社会で支えるという理念のもとに介護保険法で定められたものです。

65歳以上の第1号被保険者の法定割合は、23%と定められ皆さんに負担していただきますので、任意で脱退することはできません。現在、介護サービスを利用することがなくても将来、介護が必要になった際に介護サービスを受けられるしくみが整っていれば、大きな安心へつながります。高齢者の自立した暮らしを助け、介護する家族の負担を減らす介護保険制度のしくみと保険料の大きな役割に、ご理解とご協力をお願いいたします。また、保険料の滞納期間に応じて介護給付の制限措置を受ける場合があります。

Q. 私の介護保険料の金額は、どのようにして決めていますか。

A. 本人及び世帯の市民税の課税状況や所得に応じて、所得段階ごとに決定しています。本組合では、第1段階から第10段階までの所得段階を設定しています。

Q. 同じくらいの年金額の人と介護保険料が違うのは、どうしてですか。

A. 介護保険料は、本人の所得だけでなく世帯の市民税の課税状況も影響します。例えば、本人の年金額が同じであっても、同世帯に市民税課税者がいるかどうかで、保険料が異なります。

Q. なぜ、介護保険料は年金から天引きされるんですか。

A. 介護保険法 第135条の規定により、原則として年金の支給金額が年額18万円以上の方は特別徴収の方法により徴収しなければならないと定められています。

Q. 介護保険料の特別徴収は手続きが必要か。いきなり年金から引かれるのか。

A. 特別徴収のための手続きは不要です。天引きの際には通知を送付します。(約6か月後)

Q. 生活が苦しいのに天引きされるんですか。

A. 生活が苦しくて保険料が納められない場合は、窓口で相談してください。特に生計困難であり、本組合の定める基準に該当する場合は、申請により介護保険料を減免する制度があります。

Q. 介護保険料を本人が支払わない場合、家族にも納付義務はあるのでしょうか。

A. 介護保険料は、家族の誰かが支払できない場合、配偶者や世帯主にも連帯責任が生じます。家族は通常、生計を一つにしていることから世帯全体で補い合うものであり、本人に代わって支払の義務があります。また、保険料の滞納によって介護給付の制限措置を受けると、その高額な自己負担がご家族に及ぶ場合があります。

今年の納付分から『口座振替済通知書』を廃止します

介護保険料を口座振替で納付されている方に、年1回「口座振替済通知書」をお送りしていましたが、省資源化・経費削減のために廃止します。令和3年1月以降に納付された分から対象となります。

ただし、納付額確認書が必要な方は、本組合介護保険課及び構成市（島原市・雲仙市・南島原市）の市役所（支所）の介護保険担当窓口で無料で発行できますので、お申し出ください。

オレンジカフェ（認知症カフェ）のご案内

（担当：地域支援係 61-9102）

～認知症の人とご家族が安心して暮らせるまちへ～

「語らい」という名の絆

地域みなさんといっしょに“まちづくり”

認知症カフェとは、認知症の方とご家族、専門職、地域の方など、どなたでも参加でき、楽しい時間を過ごす場です。

カフェでは、認知症について情報交換ができ、専門職も常駐していますので、お気軽にご相談ください。

認知症カフェの名称は、親しみをもたれるように「オレンジカフェ」とネーミングしています。



| カフェ名 | 日時 | 場所 | 問い合わせ先 |
|--------------------|--|-------------------------------|--|
| オレンジプチカフェ 喫茶ケルン | 毎月 第2・4火曜日 10:30～12:00 | 喫茶ケルン 島原市高島二丁目280 | 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係 ☎0957-61-9102 |
| オレンジカフェ お城の会 | 月2回 原則、日曜日と平日 (不定期) 10:00～15:30 | 島原市内の公民館を 移動しながら開催 | 認知症の人と家族の会「お城の会」 ☎0957-62-7806 |
| オレンジカフェ ちぢわ | 毎月 第2・4日曜日 13:30～15:30 | 小規模多機能ホームクベレ 雲仙市千々石町戊182-4 | 小規模多機能ホームクベレ ☎0957-37-6200 |
| オレンジカフェ くにみ | 毎月 第1・3水曜日 14:00～16:00 | 国見町総合福祉センター 雲仙市国見町甲1063 | 雲仙市社会福祉協議会 ☎0957-78-0596 |
| オレンジカフェ にしありえ | 毎月 第1・3日曜日 9:00～14:00 | 小規模多機能ホームきらら 南島原市西有家町見岳607 | 小規模多機能ホームきらら ☎0957-82-8100 |
| オレンジカフェ くちのつ | ①毎月 第2木曜日 19:00～21:00 ②毎月 第4木曜日 14:00～16:00 | ①口之津港ターミナル ②口之津老人福祉センター | ボランティアグループ「ささえさんの会」 ☎080-1742-2612 ※お問い合わせは、水・木曜日の13時～ 17時をお願いします。(メール不可) |

令和3年5月～「オレンジカフェくちのつ」が
新しくスタートしました！ぜひご参加ください。



※新型コロナウイルス感染症予防及び感染拡大防止のため、日時の変更等がある場合があります。詳細はお問い合わせ先へご確認ください。
※飲食代は各自でご負担ください。

令和3年度 家族介護教室開催一覧

(担当：地域支援係 61-9102)

島原地域広域市町村圏組合では、介護に関する知識や技術、介護者の健康管理、介護サービス利用方法等について学ぶ教室を民間の事業所等に委託し実施します。

高齢者を介護している家族や介護に興味のある方などを対象にした教室で、島原市・雲仙市・南島原市に住所を有する方ならどなたでも参加できます。受講料は原則無料ですが、参加には事前に申し込みが必要です。参加申込及び詳しい内容は、実施事業所へお問い合わせください。

| 市 | 教室名 | 種類 | 開催日時 | 開催場所 | 実施事業所・連絡先 |
|--|--|------------------------------|------------------------------|------------------------------------|---|
| 島原市 | アロマ de 認知症予防しませんか? | ①⑦ | 令和3年9月5日(日) 13:30～15:30 | 霊丘公園体育館 会議室 (霊丘地区) | 特定非営利活動法人 輪が家 |
| | 経皮毒、尿漏れ予防体操について学ぼう | ①⑦ | 令和3年8月8日(日) 13:30～15:30 | 有明公民館 (有明地区) | デイホーム輪が家 ☎ 0957-73-9230 |
| | 介護入門講座～ココロと身体が楽になる家族介護教室～ | ②③ | 令和3年8月25日(水) 9:30～11:30 | 三会公民館 (三会地区) | |
| ④⑥ | | 令和3年9月3日(金) 14:30～16:30 | 白山公民館 (白山地区) | | |
| 雲仙市 | 介護入門講座～ココロと身体が楽になる家族介護教室～ | ②③ ④⑥ | 令和3年8月8日(日) 9:30～11:30 | 瑞穂町公民館 (瑞穂町) | 株式会社 ニチイ学館 長崎支店 ニチイケアセンター雲仙 ☎ 095-827-3705 |
| | | | 令和3年8月8日(日) 14:30～16:30 | 千々石町公民館 (千々石町) | |
| | | | 令和3年8月21日(土) 9:30～11:30 | 吾妻ふるさと会館 (吾妻町) | |
| | | | 令和3年8月21日(土) 14:30～16:30 | 南本町公民館 (小浜町) | |
| | | | 令和3年9月3日(金) 9:30～11:30 | 愛の夢未来センター (愛野町) | |
| | | | 令和3年9月26日(日) 9:30～11:30 | 国見農村環境改善センター (国見町) | |
| 介護のやまぼうし学校 in 雲仙～認知症を正しく理解し、日頃から予防体操に取り組もう!～ | ①② | 令和3年11月15日(月) 15:00～16:30 | 雲仙やまびこ会館 (小浜町) | | |
| 南島原市 | 介護のやまぼうし学校 in 西有家～美味しく食事を食べて、いつまでも生き生きと!～ | ①③ ④ | 令和3年9月22日(水) 14:00～15:30 | 西有家総合学習センター視聴覚室 (カムス) (西有家町) | 合資会社 本多商店 ケアプランセンター やまぼうし ☎ 0957-73-6018 |
| | 介護のやまぼうし学校 in 深江～いつまでも住み慣れた自宅で生活するために、介護保険を知ろう!～ | ④⑤ ⑥ | 令和3年10月13日(水) 14:00～15:30 | 深江町公民館(1階和室) (深江町) | |
| | 認知症を楽しく正しく知ろう | ①② ③⑤ ⑦ | 令和3年9月12日(日) 10:00～12:00 | 口之津公民館(講堂) (口之津町) | ささえさんの会 ☎ 090-5290-4552 |
| ①② ③⑤ | | 令和3年10月17日(日) 10:00～12:00 | 加津佐総合福祉センター(希望の里) (加津佐町) | | |

《種類》 ①寝たきりや認知症予防講話 ②介護方法講話 ③介護者の健康づくり講話 ④介護技術の講習
⑤介護に関する相談 ⑥介護サービスの利用方法 ⑦その他介護に関する手段



(令和4年度採用予定)

島原地域広域市町村圏組合職員を募集しています

| 職種 | 採用予定人数 | 受験資格 |
|------|--------|--|
| 一般事務 | 若干名 | 高校卒業程度の学力を有し、平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 |

| 試験内容 | | 試験日 | 場所 |
|-------|------|-----------|-----------------------|
| 第一次試験 | 学力試験 | 10月24日(日) | 島原市有明総合文化会館(グリーンウェーブ) |

◆受付期間 9月1日(水)から9月30日(木)まで(当日消印有効)

◆採用試験要綱等の請求方法

- ①インターネットで出力する場合 本組合ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.shimabara-area.net/site/>
- ②直接請求する場合 本組合事務局総務課で請求し、受け取ってください。
- ③郵送にて請求する場合
 - ・封筒に「採用試験申込書請求」と朱書きしてください。
 - ・返信用封筒(角形2号)に郵便番号、住所、氏名を明記し(120円分の切手を貼付したもの)を同封してください。

◆申し込み・問い合わせ先

島原地域広域市町村圏組合 事務局総務課 (TEL 0957-61-9100)
〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327(島原市役所有明庁舎3階)

～ 私たちと一緒に働いてみませんか ～



介護保険課認定係在籍
(令和2年度採用)

●主な業務内容

担当係では、介護申請手続きから介護認定がおりるまでの業務を行っています。

●仕事のおもしろさや職場の良さなど就職してみte感じるこto

入職当初は、知らなかった介護保険制度について、日々知識習得に努めています。また、業務を通して、介護を必要とする方のお役に立てた時は、喜びを感じます。職場の雰囲気もよく、広域圏に就職できて、本当に良かったと思います。

●未来の後輩へひto言

島原広域圏は、自分自身を成長させてくれるやりがいのある職場です。皆さんと一緒に働ける日がくることを楽しみに待っています！

よくある質問

Q1. 島原地域広域市町村圏組合の職員は、公務員ですか？

はい。組合は地方自治法で定められた特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められた公務員です。

Q2. 組合を構成する市は、どこですか？

島原市、雲仙市、南島原市です。

Q3. 事務局では、どのような仕事をしていますか？

介護保険業務、電算業務、不燃物ごみ処理業務などを行っています。

※詳しくは、本組合ホームページ (<http://www.shimabara-area.net/site/>) をご覧ください。